暮らしに生きる「農」Agriculture

MIKI みき

2024

農業委員会だより第52号

「黄金色に実った稲穂に大興奮!」～大地の恵みに感謝～

目　次

ごあいさつ・担当集落分担表 ……15
農地の貸借の仕組みが変わります! ……16
水田活用交付金について
農地の相続登記と相続届出について……17
狩猟免許取得のご案内ほか
農地パトロールの実施・稲刈体験! ……18
視察研修の実施
農業者年金 ……19

MIKI 第52号

発　行：香川県三木町農業委員会
香川県木田郡三木町大字氷上310番地
☎891－3310
編　集：農業委員会だより編集委員会
川田正憲／溝渕常雄／髙重浩二
／北岡利幸／原内健正／古市哲

ごあいさつ

会長 髙尾 壽一

あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、平素から農業委員会活動に関して格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

昨今の農業情勢は、ウクライナ戦争等による東西情勢の変化に加え、円安の進行で輸入資材の価格が上昇し、それに伴い農業資材や肥料の価格も高騰し、農家にとっては厳しい状況が続きました。そうした中、令和6年度は天候不順による収穫量の減少やコロナ禍からの需要回復などさまざまな要因から、全国的に米の価格が高騰しました。しかしながら、これまでの米価の下落に伴う減収や高齢化による離農等により、農業者数が急激に減少しており、慢性的な労働力不足が続いております。

このような時代背景に合わせ、国においては、令和6年度には25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改定され、現在の日本の農業の現状や日本と世界の経済状況、進行し続ける地球温暖化の影響等を踏まえた内容となり、今後も農業関連法が順次改定される見込みです。また、昨秋の衆議院選挙においても、労働者に加え、農業者等の所得の向上が議論されており、今後の農業振興施策の進展が期待されるところです。

三木町農業委員会におきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、毎年8月下旬ごろに町内全域で農地パトロールを実施するとともに、年間を通じて各委員が担当地区内のパトロールに取り組むことで、耕作放棄地の発生防止や解消、優良農地の確保に努めています。

結びとなりますが、町内の農地を守り次の世代に引き継ぐため、今後におきましても、農業者皆さまの声を反映し、より良い農業環境と持続可能な農業をめざして活動を推進してまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願いしまして、年始のごあいさつといたします。

担当集落分担表

農業委員	農地利用最適化推進委員	地区名	担当集落
藤澤　勇一	三谷　実	鹿　伏	鹿伏東(北・南)、鹿伏
	高木　大地	池　戸	宮ノ前(甲・乙)、登松、宗戸(北・中・南)、柳町、錦町(北・南)、大塚、天神前、天神町
地下　三	三谷　実	平　木	茶園、花枝(東・西)、平木下所(北・南)、荒木
	高木　大地		池戸下所、桜町(北・南)、砂入、上池(西・東)
川田　正憲	植村　謙二	井　上	小原、馬場、南地、小谷、中谷、北地、立石、柿谷、戸敷、戸敷中
髙尾　壽一	岡　昌吾		高野、平尾、山田、宮ノ浦(東・西)、尾崎、川西、川東
	高木　大地	池　戸	風呂谷、深谷、四角寺、香蓮寺、西浦谷、鍋渕、髙尾
溝渕　常雄	池本　敏彦	田　中	柳原、北天枝、南天枝、西地、砂古
松田　隆雄			高津、寺ノ浦、四十塚、赤坂、中原、髙原、中北、中西、中東、中免(西・東)、穴田
溝渕　廣明	寺尾　和俊		上田中西、上田中東、北石塚、中石塚、南石塚、東石塚、下宮尾東、下宮尾西、上宮尾
阿部　一義	真鍋　守博	朝　倉	奥ノ堂、下吉谷、中吉谷、上吉谷、本村下、本村中、本村上、大畑、中連、乃生
		小　蓑	小川下、足田打、二ノ坂、北谷、中筋、空分、下分、小蓑下所
沖藤　高奨	黒田　浩行	氷　上	長楽寺、川原、嶽、(東・西)青岸、氷谷原、寺ノ前、丸岡
髙重　浩二			重元(下・中・南)、(東・西・南)中川、花丸
鈴木　勤	藤本　逞		下氷上、福万(西・東)、長生、髙原
平井　直行	日笠　廣	上高岡	鍛治、三条、髙原井、諏訪、鴻ノ池、山大寺(北・南) 、西山池下
岡田　久	脇　寿則	鹿　庭	横井、天満、二区、三区、四区、西鹿庭、竹尾、出水
北岡　利幸	三枝　実	奥　山	五区(花折・広野)、中山、堂ヶ平、津柳南、津柳北
原内　健正	眞鍋　勇雄	下高岡	塚脇、江村、八戸、原北(1・2)、四條、新開、正一、川原井
髙尾　壽一	植田　秀利		白山(1・2)、鳥打、駒足
森　宏樹	平井　秀雄	井　戸	西土居、髙木 (北・中・南) 、中代、熊田、西中井戸、東中井戸、二条、南真行寺
古市　哲	小倉　統一		勅使、公文明1、公文明2、公文明3、川西、南山田、北山田
多田　幸子	―	中　立	農業者年金加入促進部長

農地の貸借の仕組みが変わります!

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定（相対契約）が廃止され、令和7年4月以降、農地の貸借が農地中間管理機構（農地機構）を介した農地貸借に一本化されます。今後の貸借については、次のように変更となります。

今後利用できる貸借契約の種類は?

①農地法第3条による賃借　⇒　今までどおり受付できます!
②農地中間管理事業による賃借　⇒　今までどおり受付できます!
※農用地利用集積計画による貸借　⇒　令和7年3月契約分までで終了します。

・農用地利用集積計画による貸借の最終受付の締め切り日は、1月31日（金）です。
・現在契約中の貸借は、契約期間満了日まで有効です。

【①と②の違いについて】

	仕組み	貸借の期間	期間満了時の取扱い
①農地法3条による貸借	出し手⇔受け手	1年単位	契約解除をしない限り自動更新
②農地中間管理事業による貸借	出し手⇔中間管理機構⇔受け手	6年以上	契約期間満了で出し手に戻る

問い合わせ先　農林課（農林係）・三木町農地集積専門員　☎891-3308
農業委員会事務局　☎891-3310

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

水田活用直接支払交付金の交付対象となる農地の範囲について、令和4年度から以下の要件が追加されています。令和8年度までに一度でも水稲の作付けまたは一か月以上の水張り（※）を行わなければ、令和9年度以降、交付金対象の農地となりません。令和9年度以降についても、5年に一度は水稲の作付け、または1か月以上の水張りを行うことが要件となります。

（※）湛水（たんすい）管理を1か月以上実施し、連作障害による収量低下が発生していない場合は、水稲作付けが行われたとみなされます。また、交付金を受ける予定のある農地は、令和8年度末までに必ず一度は水稲作付けまたは水張りを行いましょう。一度交付対象農地から外れると、その後水稲の作付けおよび水張りを行っても交付対象水田にはなりませんので、十分ご注意ください。

交付対象水田の継続と除外（イメージ）

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11・・・		
	水稲作付	1	2	3	4	水稲作付	…	5年に1度の水稲作付により、交付対象水田として維持できる	
1	2	3	4	5	交付対象から外れる				
	水稲作付	1	2	3	4	5	交付対象から外れる		
水稲作付	1	2	水稲作付	1	2	3	4	5	交付対象から外れる

⚠5年目に播種（はしゅ）した麦には交付されません!
麦は収穫年が交付対象年度です。

⚠一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻りません。

問い合わせ先　三木町地域農業再生協議会（JA香川県東讃営農センター内）　☎847-3839
農林課（農林係）　☎891-3308

農地の相続登記と相続届出を忘れずに!

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化され、一定期間内に登記手続きを行うことが義務付けられました。正当な理由なく登記申請を怠った場合、10万円以下の過料を科される可能性があります。農地についても、他の財産と同様、相続手続きが必要です。

農地を相続した場合は、相続してからおおむね10か月以内に農業委員会へ届出をお願いします。

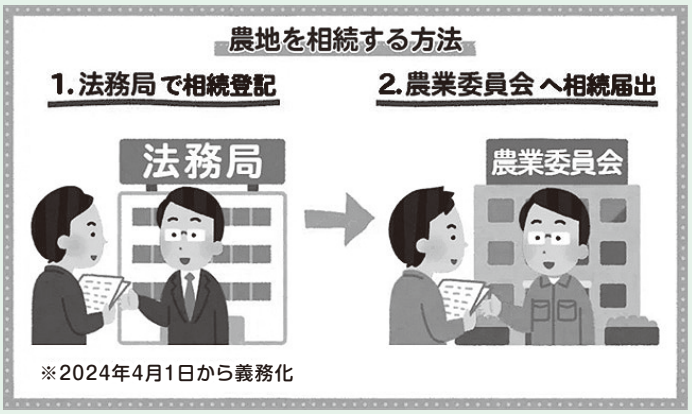

問い合わせ先　高松法務局　☎821-6191　／　農業委員会事務局　☎891-3310

農地所有者の皆さまへ ～農地の適正管理のお願い～

農地を適正に管理しないまま放置すると、雑草等の繁茂や病害虫の発生、有害鳥獣の侵入、ごみの不法投棄や火災の原因となり、周辺の農地や住宅に影響してトラブルの原因となります。日ごろから定期的な草刈りや耕運など、農地の適正な管理をお願いします。

問い合わせ先　農業委員会事務局　☎891-3310

有害鳥獣を捕獲するためのエサ提供にご協力ください!

イノシシやサル等の有害鳥獣による農作物の被害が後を絶たず、近年は山間部だけでなく街中にも出没しています。狩猟者のご尽力により捕獲数は増加しているものの、全体の個体数はいまだ増加傾向にあり、特にサルの捕獲に苦慮しています。捕獲を推進していくには、捕獲罠におびき寄せるためのエサの確保が重要となっています。

このことから、家庭で不要になった果樹等（劣化した食材等は除く）をエサとして無償でご提供いただける人を募集しています。農作物を有害鳥獣の被害から守るため、ご協力をお願いします。

○ご提供いただくエサの例……かんきつ類（八朔、デコポン等）、いも類（さつまいも、里芋等）
○募集期間……通年

問い合わせ先　農林課（有害鳥獣担当）　☎891-3308

狩猟免許を取得してみませんか?

本町では、新規に狩猟免許を取得した人に対し、狩猟免許申請手数料の補助を行っています。農作物被害を未然に防ぐためにも、狩猟免許の取得を検討してみませんか?

※無資格での有害鳥獣の捕獲は法律で禁止されています。

問い合わせ先　農林課（有害鳥獣担当）　☎891-3308

農地パトロールを実施しました

8月下旬から9月上旬にかけ、農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地域内を巡回し、「農地パトロール」を実施しました。パトロールでは、遊休農地の有無や農地の利用状況などを調査し、耕作がなされていない農地の所有者には、今後の利用の意向を確認する意向調査の実施や、農地の適正な管理について指導するなど、遊休農地の利用促進につなげる活動を行いました。今後も引き続き、遊休農地の解消と農地の有効活用に向け、積極的な取り組みを進めていきます。

稲刈り体験!

令和6年10月21日（月）、平井小学校3年生の児童が地域の農業者と共に稲刈り体験を行いました。子どもたちは黄金色に実った稲穂に目を輝かせ、慣れない手つきで一生懸命鎌を握り、汗を流しながら収穫体験をしました。また、地域の農業者の指導のもと、足踏み脱穀機で実際に脱穀作業も体験しました。最後に、農業者が大型コンバインで颯爽（さっそう）と稲を刈り取る様を間近で見学し、歓声が上がる場面もありました。

普段何気なく口にするお米を自分たちの手で田植えをし、収穫するという一貫した栽培体験を通し、食の大切さや自然の恵みに触れる良い機会となりました。

先進地視察を実施しました!

令和6年10月30日（水）から31日（木）にかけ、鳥取県倉吉市農業委員会、四王寺営農組合、小林農園を視察しました。

倉吉市農業委員会では、耕作放棄地が倍増した年を皮切りに、農地パトロールや耕作放棄地対策に注力しており、解消に向けた取り組みや具体的事例について学びました。四王寺営農組合では、運営に関する現場ならではの苦労話を、小林農園では地元素材を活用した土作りや低コスト営農について、独学で取り組んできた園主の熱を帯びた話を聞き、委員一同、士気の上がる実り多き視察となりました。

今回の視察で得た知識や施策を町の農業行政に活かし、更なる農地保全と農業振興に努めていきます。

問い合わせ先　農業委員会事務局　☎891-3310

農業者年金に加入して安心で豊かな老後を

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

皆さまもメリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心で豊かな老後を迎えましょう。

国が支える　安心が大きくなる
担い手積立年金

農業者年金の特徴

❶農業に従事している人は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料の納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。また、配偶者や後継者など、家族農業従事者や、パートなどで農業に従事している人も加入できます。

❷保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができ、保険料の支払いが厳しい時などは、途中脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納めた保険料は将来年金として支給されます。また、加入要件を満たせばいつでも再加入することができます。

❸税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります（支払った保険料の15～30%程度が節税）。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

農業者年金の内容やご相談については、下記までお問い合わせください。

三木町農業委員会事務局	☎891-3310
香川県農業協同組合三木町支店	☎891-1012
（独）農業者年金基金	☎03-3502-3199

全国農業新聞を購読してみませんか？

全国農業新聞は農業関係の仕事をする皆さまに必要とされる最新の情報を提供しています。農業をめぐる国際情勢から地元の農業まで、農業の現在をあなたに伝えます。

全国農業新聞

お申し込みは、農業委員会事務局まで

◆毎週金曜日発行　購読料 月700円

問い合わせ先　農業委員会事務局　☎891-3310